

第88回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）

場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

電子提供制度に関するお知らせ

来年以降の株主総会資料につきましては、
印刷した全文の書面は原則送付いたしません。

- ▶ 株主総会資料の閲覧方法
当社から送付する通知書面に記載の
ウェブサイトよりご確認ください。



- ▶ 書面での送付を希望される場合
書面交付請求をお願いいたします。



※詳細につきましては、P.4をご覧ください。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/6981/>



株式会社 **村田製作所**
証券コード 6981

村田製作所の経営理念

当社の社是（経営理念）は1954年、創業者の村田昭により創られました。

その後、私たちを取り巻く世界は劇的に変わり、技術が進化し続けています。

しかし、理念にこめられた想いが変わることはありません。そして、すべての従業員がこの想いを共有し、日々の仕事に取り組んでいます。

社是

技術を練磨し

科学的管理を実践し

独自の製品を供給して

文化の発展に貢献し

信用の蓄積につとめ

会社の発展と

協力者の共栄をはかり

これをよろこび

感謝する人びとと

ともに運営する

目次

招集ご通知	2
株主総会資料の電子提供制度と 当社対応のご案内	4
議決権行使方法のご案内	5
インターネット等による議決権行使のご案内	6
ライブ配信及び事前質問の受付のご案内	7
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 監査等委員でない 取締役8名選任の件	12
第4号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件	19
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	30
2. 株式に関する事項	45
3. 会社役員に関する事項	46
4. 会計監査人に関する事項	57
連結財政状態計算書	58
連結損益計算書	59
貸借対照表	60
損益計算書	61
連結計算書類に係る会計監査人の 会計監査報告	62
会計監査人の会計監査報告	64
監査等委員会の監査報告	66
(参考資料)	
TOPICS	68
退任のご挨拶	70

株主各位

証券コード：6981
(発送日) 2024年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月28日

〒617-8555
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

株式会社 村田製作所

代表取締役社長 中島規巨

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第88回 定時株主総会 招集ご通知」及び「第88回 定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち交付書面に記載しない事項）」として掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://corporate.murata.com/ja-jp/ir/info/meetings>



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※ 上記ウェブサイトアクセスして、当社名（村田製作所）または証券コード（6981）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（議決権行使書）の郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご参照いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時予定)

2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第88期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

-
- 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、これらは監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://corporate.murata.com/ja-jp/ir/info/meetings>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 株主総会資料の電子提供制度が開始しておりますが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、議決権を保有する全ての株主様に対して一律に、同一の内容の書面をお送りしております。来年以降の対応につきましては、P.4「株主総会資料の電子提供制度と当社対応のご案内」をご確認ください。

株主総会資料の電子提供制度と当社対応のご案内

■ 2025年6月以降の株主総会資料のご提供について

会社法改正により、株主総会資料*の電子提供制度が開始され、書面でご送付していた株主総会資料は、電子提供制度の下、原則ウェブでのご提供となりました。

当社は、本株主総会では議決権をお持ちの全ての株主様に株主総会資料を書面でお送りしておりますが、**来年以降の株主総会資料につきましては、当社からお送りする通知書面に記載のウェブサイトよりご確認ください。**

*「株主総会資料」とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。

株主総会資料のご提供方法	お試しください
 <p>これまで 株主総会資料 郵送 紙で確認</p>	 <p>来年以降 通知書面 郵送 ウェブ上で確認</p> <p><small>(株主総会の開催日時や株主総会資料へのアクセス方法のご案内を記載)</small></p>
	<p>本株主総会の株主総会資料も、パソコンやスマートフォンからご覧いただけます。</p> <p>▶ 議案を見る https://p.sokai.jp/6981/</p>  <p>▶ 全文を見る https://corporate.murata.com/ja-jp/ir/info/meetings</p> 

■ 従来どおり株主総会資料の郵送を希望される株主様へ

従来どおり株主総会資料の郵送を希望される株主様におかれましては、**書面交付請求**が必要になります。

✓みずほ信託銀行（株主名簿管理人）またはお取引のある証券会社までお申し出ください。

✓株主総会の基準日（定時株主総会の場合は**3月31日**）までにお手続きをお願いいたします。

株主総会資料の電子提供制度・書面交付請求に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル

 **0120-524-324**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

議決権行使方法のご案内

事前に議決権を行使いただく場合

インターネット等による 議決権行使



パソコン・スマートフォン等から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、**2024年6月26日（水曜日）午後5時まで**にご行使ください。

書面（議決権行使書）の 郵送による議決権行使



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、**2024年6月26日（水曜日）午後5時まで**に到着するようご返送ください。

株主総会に ご出席いただく場合

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



議決権行使書用紙を当日会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知もご持参くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

- ▶ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使コードとパスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等による照会には、お答えすることはできません。また、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ▶ パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の環境によってはご利用いただけない場合があります。
- ▶ インターネット等と書面（議決権行使書）により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ▶ インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ▶ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

<ご参考> インターネット等による議決権行使により削減できる郵送費について

昨年、第87回定時株主総会において、株主の皆様がインターネット等による議決権行使をご活用いただいたことで削減できた郵送費用の一部である1,944,072円を、日本赤十字社に寄付いたしました。

第88回定時株主総会でも、同様に削減できる郵送費用の一部を日本赤十字社に寄付する予定です。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



6 クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

受付時間 9:00～21:00 (年末年始を除く)



機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ライブ配信及び事前質問の受付のご案内

株主総会の様子をご覧いただけるよう、特設サイトにてライブ配信を行います。また、同ウェブサイトでは、開催に先立って、事前に株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けいたします。

同封の「株式会社村田製作所 第88回定時株主総会ライブ配信及び事前質問の受付のお知らせ」に記載のIDとパスワードを入力いただき、ログインください。

<p>[ライブ配信視聴及び事前質問受付用特設サイト]</p> <p>https://vgm.smart-portal.ne.jp</p> <p>※ ライブ配信視聴用特設サイトと事前質問受付用特設サイトのURL及びアクセス方法は共通です。6月20日（木曜日）までは事前質問受付画面、6月27日（木曜日）はライブ配信視聴画面が表示されます。</p>	
---	---

ライブ配信のご案内
<p>公開日時</p> <p>2024年6月27日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで （開始30分前から接続可能になります。）</p> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none">・ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。・ご視聴の株主様におかれましては、当日の議決権行使やご質問をお受けすることができませんのでご了承をお願い申し上げます。・ご視聴にあたりましては、ご使用のパソコンの環境（機能、性能）やインターネット接続の回線状況、アクセスの集中等により、映像や音声に不具合が生じる、またはライブ中継をご視聴いただけない場合がございます。・ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。・ライブ配信の撮影、録音、録画行為及びSNS等での公開は、お断りさせていただきます。・ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

事前質問の受付のご案内
<p>受付期間</p> <p>2024年6月4日（火曜日）から6月20日（木曜日）まで</p> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none">・ご質問は株主総会の目的事項（報告事項及び決議事項）に関わるご質問に限らせていただきます。・株主の皆様の関心が高い質問については当日回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

お問い合わせ先	
ID及びパスワードについて	
みずほ信託銀行 証券代行部	0120-288-324 受付期間 9:00～17:00（平日のみ）
ライブ配信の視聴について	
株式会社 Jストリーム	0120-208-481 受付期間 6月27日（木曜日）9:00～配信終了

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、需給環境の変化が激しく、技術革新のスピードが速い電子部品業界に属しております。環境の変化に機敏に対応し持続的な利益成長を達成するとともに、厳しい事業環境下においても経営の安定を維持するために、自己資本の充実に努めております。

当社は、株主の皆様への利益還元策としては、配当による成果の配分を優先的に考えております。長期的な企業価値の拡大と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針とし、中期的に配当性向30%程度を目安にDOE（親会社所有者帰属持分配当率）4%以上を実現することとしております。

この方針に基づき、連結ベースでの業績と内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は1株につき27円といたしたいと存じます。

なお、当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2023年9月30日を基準日としてお支払いしました中間配当金（1株につき75円）は、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると25円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は、前期に比べ2円増配の1株当たり52円となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

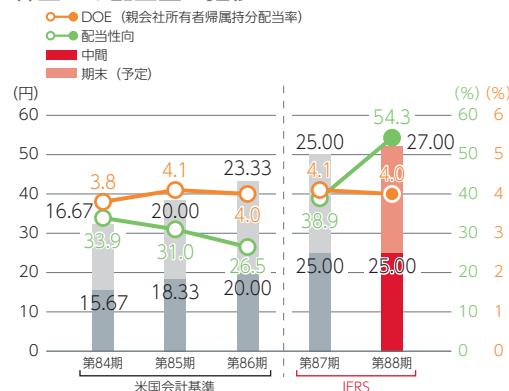
当社普通株式1株につき金27円

総額51,009,300,747円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

1株当たり配当金の推移



- (注) 1. 本議案が原案どおり承認可決された場合、配当性向54.3%、DOE4.0%となります。
2. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当金の推移」のグラフについては第84期の期首（2019年4月1日）に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。
3. 当連結会計年度（第88期/2023年4月1日～2024年3月31日）より、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠した連結計算書類を開示しております。第87期の配当性向及びDOEにつきましては、当連結会計年度との比較のためIFRSに準拠した数値で表記し、第84期～第86期につきましては、IFRSの表示科目に相当する数値を、IFRS移行前の米国会計基準に基づく数値で表記しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第34条（剰余金の配当等の決定機関）及び第35条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第35条（剰余金の配当）及び第36条（中間配当）を削除するものであります。
- (2) 取締役会の運営において柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第24条（取締役会の招集権者および議長）について、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
<u>（自己の株式の取得）</u> 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第8条～第9条（条文省略）	第7条～第8条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p><u>第13条～第23条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <p><u>第25条～第27条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p><u>第29条～第32条</u> (条文省略)</p> <p>(監査等委員会規定)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p> <p><u>第34条</u> (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条～第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <p><u>第24条～第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p><u>第28条～第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u> 第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p><u>(中間配当)</u> 第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第35条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) (現行どおり)</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

現在の監査等委員でない取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員することとし、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては29ページをご参照ください。

候補者番号	氏名		現在の当社及び当社グループにおける地位・担当
1	なかじま のりお 中島 規巨	再任	代表取締役社長 通信・センサ事業本部 本部長
2	いわつぼ ひろし 岩坪 浩	再任	取締役 専務執行役員 技術・事業開発本部 本部長
3	みなみ で まさのり 南出 雅範	再任	取締役 常務執行役員 コーポレート本部 本部長 兼 同本部 経営管理統括部 統括部長
4	いずみたま ひろし 泉谷 寛	新任	執行役員 Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. マネージングディレクター
5	むらた たかき 村田 崇基	新任	執行役員 通信・センサ事業本部 高周波デバイス事業部 事業部長
6	やすだ ゆうこ 安田 結子	再任 社外 独立	取締役
7	にしじま たかし 西島 剛志	再任 社外 独立	取締役
8	いな ひろゆき 伊奈 博之	新任 社外 独立	—

候補者番号

1

なかじま

のりお

中島 規巨

(1961年9月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2006年 7月 当社モジュール事業本部
 通信モジュール商品事業部 事業部長
 2010年 7月 当社執行役員
 2012年 6月 当社モジュール事業本部 本部長
 2013年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2015年 7月 当社通信・センサ事業本部 本部長
 当社エネルギー事業統括部 統括部長
 2017年 4月 当社モジュール事業本部 本部長
 2017年 6月 当社代表取締役 専務執行役員
 2020年 6月 当社代表取締役社長 (現任)
 2022年 7月 当社通信・センサ事業本部 本部長 (現任)

候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2017年から当社代表取締役専務執行役員、2020年からは当社代表取締役社長として経営を担ってきました。引き続き経営手腕を発揮し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



取締役在任期間 (本総会終結時)

11年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：12回 中 12回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

68,385株

候補者番号

2

いわつば

ひろし

岩坪 浩

(1962年8月11日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2005年 2月 当社企画部 部長
 2008年 3月 当社デバイス事業本部 センサ事業部 事業部長
 2011年 7月 当社執行役員
 当社営業本部 副本部長
 2012年 6月 当社営業本部 本部長
 2013年 7月 当社上席執行役員
 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2015年 7月 当社技術・事業開発本部 本部長 (現任)
 2020年 6月 当社取締役 専務執行役員 (現任)

候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業経営、企画、営業の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



取締役在任期間 (本総会終結時)

9年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：12回 中 11回 出席率：92%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

53,235株

候補者番号

3

みなみ で

南出

まさのり

雅範

(1964年12月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 株式会社小松村田製作所入社
- 2010年10月 当社経理・企画グループ 企画部 担当部長
- 2011年 3月 Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. マネージングディレクター
- 2016年 8月 当社経理・財務・企画グループ 企画部 部長
- 2017年 7月 当社企画管理本部 経理・財務・企画グループ (現 コーポレート本部 経営管理統括部) 統括部長 (現任)
- 2018年 7月 当社執行役員
- 2019年 6月 当社取締役 上席執行役員
- 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 (現任)
- 2022年 7月 当社コーポレート本部 本部長 (現任)
Murata (China) Investment Co., Ltd. 董事長 (現任)

(重要な兼職の状況)

Murata (China) Investment Co., Ltd. 董事長

候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり経理・財務、企画の業務や、東南アジアの地域本社の最高責任者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

いずみに

泉谷

ひろし

寛

(1973年12月3日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年 4月 当社入社
- 2015年10月 当社通信・センサ事業本部 通信モジュール事業部
コネクティビティモジュール商品部 部長
- 2017年11月 当社モジュール事業本部 有機機能基板商品部 部長
- 2018年 4月 当社モジュール事業本部 通信モジュール事業部 副事業部長
- 2021年 4月 Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. マネージングディレクター (現任)
- 2023年 7月 当社執行役員 (現任)

候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり営業、事業経営や、東南アジアの地域本社の最高責任者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、新たに取締役候補者となりました。



取締役在任期間 (本総会終結時)

5年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：12回 中 12回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

21,615株



取締役在任期間 (本総会終結時)

—

当事業年度の取締役会出席状況

—

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

—

候補者番号

5

むらた たかき
村田 崇基

(1978年6月23日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 6月 当社入社
2010年 9月 工学博士取得（千葉大学）
2015年 4月 Peregrine Semiconductor Corp.（現 pSemi Corporation） ヴァイスプレジデント
2017年 4月 当社モジュール事業本部 IoT統括部ネットワーク技術開発部 部長
2018年 4月 当社企画管理本部 経理・財務・企画グループ 企画部 部長
2020年 4月 当社モジュール事業本部（現 通信・センサ事業本部）
高周波デバイス事業部 事業部長（現任）
2021年11月 pSemi Corporation CEO
2022年 3月 Resonant Inc. CEO（現任）
2023年 7月 当社執行役員（現任）

候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発、経理、企画、事業経営や、アメリカの事業会社の最高責任者として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、新たに取締役候補者としました。



取締役在任期間（本総会終結時）

—

当事業年度の取締役会出席状況

—

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

3,034,515株

候補者番号

6

やすだ

ゆうこ

安田

結子

(1961年9月16日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社
- 1991年 9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社
- 1993年 9月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク 入社
- 1996年 6月 同社マネージング・ディレクター
- 2003年 4月 同社日本支社代表
ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク エグゼクティブ・コミッティーメンバー
- 2010年 4月 公益社団法人 経済同友会 幹事
- 2013年 4月 ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・インク エグゼクティブ・コミッティーメンバー
- 2015年 6月 S C S K株式会社 社外取締役
- 2016年 6月 同社社外取締役 監査等委員
- 2017年 3月 昭和シェル石油株式会社 社外取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役 監査等委員
- 2019年 4月 出光興産株式会社 社外取締役
- 2020年 6月 日本水産株式会社 (現 株式会社ニッスイ) 社外取締役
- 2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2020年 7月 株式会社企業統治推進機構 (現 株式会社ボードアドバイザーズ) シニアパートナー
- 2023年 5月 同社取締役副社長 (現任)
- 2023年 6月 エーザイ株式会社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ボードアドバイザーズ 取締役副社長

エーザイ株式会社 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業幹部候補者サーチ企業の日本代表者として、長年にわたりCEO等の紹介・アセスメント・育成や取締役会実効性評価等に従事し、エグゼクティブ人材評価や育成及びコーポレート・ガバナンスに関する分野の豊富な経験と知見を有しており、2018年より当社社外取締役監査等委員として、2020年からは当社社外取締役として、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。引き続き当該経験と知見を当社の経営に活かすことで、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。



取締役在任期間 (本総会終結時)

6年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：12回 中 12回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

—

候補者番号

7

にしじま

西島

たかし

剛志

(1957年8月12日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社北辰電機製作所（現 横河電機株式会社）入社
- 2008年10月 同社執行役員IA事業部プロダクト事業センター長
- 2010年 4月 横河メータ&インスツルメンツ株式会社（現 横河計測株式会社）代表取締役社長
- 2011年 6月 横河電機株式会社 取締役
- 横河メータ&インスツルメンツ株式会社（現 横河計測株式会社）代表取締役社長
- 2012年 4月 横河電機株式会社 取締役常務執行役員IAプラットフォーム事業本部長
- 2013年 4月 同社代表取締役社長
- 2019年 4月 同社代表取締役会長
- 2020年 6月 株式会社日立物流（現 ロジスティード株式会社） 社外取締役（現任）
- 2021年 4月 横河電機株式会社 取締役会長
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

ロジスティード株式会社 社外取締役

候補者としての理由及び期待される役割の概要

産業オートメーションに関する事業をグローバルに展開する企業において、企業経営者及び取締役会長としての豊富な経験と知識を有しており、2022年より当社社外取締役として、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。引き続き当該経験と知見を当社の経営に活かすことで、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。



取締役在任期間（本総会終結時）

2年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：12回中12回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

—

候補者番号

8

いな

伊奈

ひろゆき

博之

(1958年11月27日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社
- 2009年 6月 同社常務役員
- 2015年 6月 同社専務役員
- 2019年 4月 同社経営役員
- 2019年 6月 トヨタ紡織株式会社 社外取締役

候補者としての理由及び期待される役割の概要

自動車技術、システム・製品に関する事業をグローバルに展開する企業において、長年にわたり電子システム・デバイスの事業経営に携わり、豊富な経験と知識を有しています。当該経験と知見を当社の経営に活かすことで、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、新たに社外取締役候補者となりました。



取締役在任期間（本総会終結時）

—

当事業年度の取締役会出席状況

—

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

—

- (注) 1. 安田結子氏、西島剛志氏、伊奈博之氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性判断基準を満たしております。独立性判断基準につきましては、28ページをご参照ください。
2. 安田結子氏が取締役副社長を務めている株式会社ボードアドバイザーズと当社グループとの間には取引関係はありません。
3. 西島剛志氏が2023年6月まで取締役会長を務めていた横河電機株式会社及びその連結子会社と当社グループとの間には製品の販売・購入等の取引関係がありますが、取引の規模は、同社グループの各事業年度における連結売上高の1%未満の取引であり、かつ当社グループの各事業年度における連結売上高の1%未満の取引であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
4. 伊奈博之氏が2021年12月まで経営役員を務めていた株式会社デンソー及びその連結子会社と当社グループの間には製品の販売・購入等の取引関係がありますが、取引の規模は、同社グループの各事業年度における連結売上高の1%未満の取引であり、かつ当社グループの各事業年度における連結売上高の2%未満の取引であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
5. 当社は安田結子氏、西島剛志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認可決された場合は引き続き独立役員とする予定であります。また、伊奈博之氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決されることを前提として、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、安田結子氏及び西島剛志氏との間でそれぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。各氏の選任が承認可決された場合は、当社と各氏はそれぞれ当該契約を継続する予定であります。また、伊奈博之氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額といたします。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。但し、犯罪行為・法令違反を知りながら故意に行った行為に起因して生じた損害等はてん補されない等の一定の免責事由があります。また2024年6月の更新時においても同内容での更新を予定しています。

第4号議案 ▶ 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当
1	おざわ 小澤	よしろう 芳郎 再任	取締役（監査等委員・常勤）
2	やまもと 山本	たかとし 高稔 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）
3	むなかた 宗像	なおこ 直子 再任 社外 独立	取締役（監査等委員）
4	えのもと 榎本	せいいち 成一 新任 社外 独立	—

候補者番号

1

おざわ よしろう
小澤 芳郎

(1962年4月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2009年 3月 当社経理部 部長
 2013年 7月 当社管理グループ人事部 部長
 2017年 7月 当社企画管理本部 人事グループ 統括部長
 2018年 6月 当社取締役 監査等委員 (現任)

候補者とした理由

当社及びグループ会社で長年にわたり国内外において経理・財務、人事部門の業務に携わり、同分野での豊富な経験と知見を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者としてしました。



取締役在任期間 (本総会終結時)

6年

当事業年度の取締役会出席状況

12回 中 12回 出席率：100%

当事業年度の監査等委員会出席状況

10回 中 10回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

9,000株

候補者番号

2

やまもと たかとし
山本 高稔

(1952年10月20日生)

再任 **社外** **独立**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1975年 4月 株式会社野村総合研究所入社
- 1989年 4月 モルガン・スタンレー証券会社入社
- 1995年 12月 同社マネージングディレクター
- 1999年 6月 同社東京支店マネージングディレクター兼副会長
- 2005年 7月 UBS証券会社 マネージングディレクター兼副会長
- 2009年 6月 カシオ計算機株式会社 常務取締役
- 2011年 6月 同社顧問
- 2012年 6月 富士重工業株式会社 社外監査役
- 2013年 6月 東京エレクトロン株式会社 社外監査役
- 2016年 6月 株式会社日立製作所 社外取締役 (現任)
- 2019年 6月 当社社外取締役
- 2020年 6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任)
- 2021年 10月 Value Reporting Foundation ディレクター

(重要な兼職の状況)

株式会社日立製作所 社外取締役

候補者としての理由及び期待される役割の概要

証券アナリストとして、国内外の特にエレクトロニクス業界の企業分析の豊富な経験と、財務及び会計に関する専門的な知見を有するとともに、国際的な企業経営に係る豊富な経験を有しています。2019年より当社社外取締役として、2020年からは当社社外取締役監査等委員として、当該経験と知見を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。引き続き取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



取締役在任期間 (本総会終結時)

5年

当事業年度の取締役会出席状況

12回中12回 出席率：100%

当事業年度の監査等委員会出席状況

10回中10回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

9,000株

候補者番号

3

むな かた
宗像なお こ
直子

(1962年2月12日生)

再任 社外 独立



取締役在任期間（本総会終結時）

4年

当事業年度の取締役会出席状況

12回中12回 出席率：100%

当事業年度の監査等委員会出席状況

10回中10回 出席率：100%

特別な利害関係の有無

なし

所有する当社の株式の数

300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2011年 9月 同省通商政策局通商機構部長
- 2013年 6月 同省大臣官房審議官（通商政策局担当）
兼 内閣官房内閣審議官
- 2014年 7月 同省貿易経済協力局長
- 2015年 7月 内閣総理大臣秘書官
- 2017年 7月 特許庁長官
- 2019年 11月 株式会社第一生命経済研究所 顧問
- 2020年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）
- 2021年 4月 東京大学公共政策大学院 教授（現任）
- 2021年 9月 株式会社エクサウィザーズ 社外取締役（現任）
- 2022年 11月 東京商工会議所 常勤顧問兼知財戦略委員会 委員長（現任）
- 2022年 11月 日本商工会議所 知的財産専門委員会 委員長（現任）

（重要な兼職の状況）

東京大学公共政策大学院 教授

株式会社エクサウィザーズ 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

経済、国際貿易、知的財産等、国家の行政分野における豊富な経験と知見を有しています。2020年より当社社外取締役監査等委員として、当該経験と知見を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の機能強化に貢献してきました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接的に関与した経験はありませんが、中央官庁での十分な組織運営経験を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

4

えの もと せい いち
榎本 成一

(1965年3月27日生)

新任 **社外** **独立**



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年 10月 アーサーアンダーセン会計事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所
 - 1993年 9月 プライス・ウォーターハウス会計事務所（現 プライスウォーターハウスクーパース会計事務所）入所
 - 1996年 2月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
 - 2006年 5月 同法人 パートナー
 - 2017年 9月 榎本公認会計士事務所 代表（現任）
 - 2017年 12月 株式会社iBridge Japan 代表取締役（現任）
- （重要な兼職の状況）

榎本公認会計士事務所 代表
株式会社iBridge Japan 代表取締役

候補者としての理由及び期待される役割の概要

公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制アドバイザー、リスクマネジメント、ガバナンス高度化業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野における豊富な経験と知見を有しています。取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。

取締役在任期間（本総会終結時）	—
当事業年度の取締役会出席状況	—
当事業年度の監査等委員会出席状況	—
特別な利害関係の有無	なし
所有する当社の株式の数	—

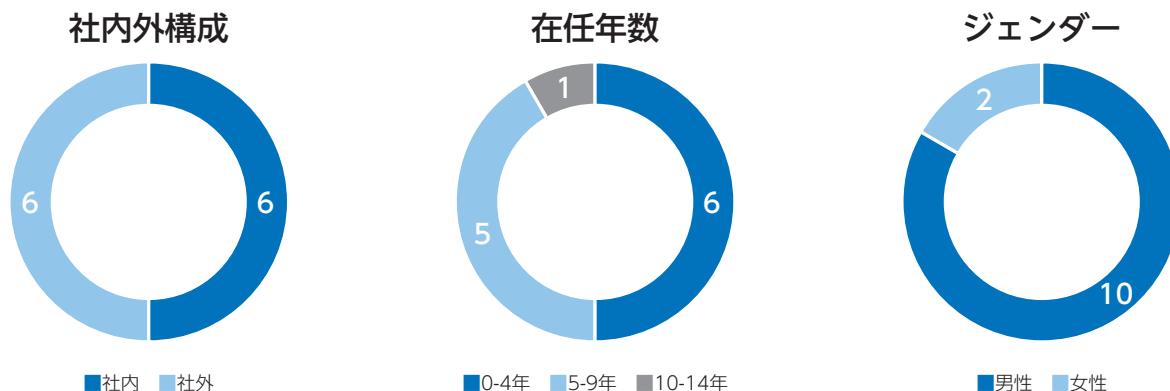
- (注) 1. 山本高稔氏、宗像直子氏、榎本成一氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性判断基準を満たしております。独立性判断基準につきましては、28ページをご参照ください。
2. 当社は、榎本成一氏が代表を務めている榎本公認会計士事務所、及び代表取締役を務めている株式会社iBridge Japanとの間には取引関係はありません。
 3. 当社は、山本高稔氏、宗像直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認可決された場合は引き続き独立役員とする予定であります。また、榎本成一氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決されることを前提として、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、小澤芳郎氏、山本高稔氏、宗像直子氏との間でそれぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。各氏の選任が承認可決された場合は、当社と各氏はそれぞれ当該契約を継続する予定であります。また、榎本成一氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額といたします。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。但し、犯罪行為・法令違反を知りながら故意に行った行為に起因して生じた損害等はてん補されない等の一定の免責事由があります。また2024年6月の更新時においても同内容での更新を予定しています。

<ご参考>

■ 選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及びスキルマトリックスは次のとおりです。なお、当社取締役として備えるべき主なスキル・経験・知識、及びそれらの定義と選定理由については、26ページのとおりです。

<構成比率>



<取締役会構成及びスキルマトリックス>

(注) 1. 全てのスキル・経験・知識等を示すものではありません。過去の役職等に基づく経験、現在の役職、資格等を基準としております。
2. 本項において使用する「ムラタ」は、当社または当社を含む村田製作所グループを指します。

当社における地位 氏名(年齢)	経営環境を問わず上場企業として取締役に求めるスキル					ムラタの業態・経営環境・方針に鑑み 求めるスキル		
	企業 事業経営	財務会計 資本政策	人事労務 人材開発	ガバナンス リスク管理 コンプライアンス	業界の知見 市場戦略	技術 研究開発	国際性 グローバル経験	産業通商 戦略
代表取締役社長 中島 規巨 (62)	●				●	●	●	
代表取締役副社長 岩坪 浩 (61)	●				●	●	●	
代表取締役 専務執行役員 南出 雅範 (59)	●	●		●	●		●	●
取締役 上席執行役員 泉谷 寛 (50)	●				●		●	
取締役 上席執行役員 村田 崇基 (46)	●	●			●	●	●	
社外取締役 安田 結子 (62) 社外 独立	●		●	●			●	
社外取締役 西島 剛志 (66) 社外 独立	●			●	● ソリューション ビジネス	●	●	
社外取締役 伊奈 博之 (65) 社外 独立	●				● モビリティ	●	●	
取締役 (監査等委員・常勤) 小澤 芳郎 (62)		●	●	●	●		●	
社外取締役(監査等委員) 山本 高稔 (71) 社外 独立	●	●			●		●	
社外取締役(監査等委員) 宗像 直子 (62) 社外 独立				●		●	●	●
社外取締役(監査等委員) 榎本 成一 (59) 社外 独立		●		●			●	

<当社取締役として備えるべき主なスキル・経験・知識、及びそれらの定義と選定理由>

経営環境を問わず上場企業として取締役を求めるスキル

企業事業 経営	中長期的な視点に立って企業または事業体の戦略を構築し、経営陣としての組織運営を行った経験。 【選定理由】ムラタが企業として持続的に企業価値を向上するための経営戦略を立案・構築・監督するため。
財務会計 資本政策	企業事業経営における会計・税務・財務・資本政策・IR活動に関する知識または経験。 【選定理由】ムラタが上場企業として、資本市場からの要請をふまえながら、経営戦略と連動した会計・税務・財務戦略や資本政策、IR活動を立案・遂行・監督するため。
人事労務 人材開発	人的資本経営に関する知識または経験。 【選定理由】ムラタが重要な経営資本の一つとして位置付けている人的資本や、大切にしている価値観の一つである Employee Satisfactionを維持・強化し、監督するため。
ガバナンス リスク管理 コンプライアンス	企業統治の仕組・リスク管理/モニタリング方法・企業倫理に関する知識または経験。 【選定理由】ムラタが社会価値と経済価値の好循環を生み出す経営を行い、サステナビリティを実現するにあたっての基盤となるガバナンス・リスク管理・コンプライアンスの戦略を立案・構築・監督するため。
業界の知見 市場戦略	ムラタが属するエレクトロニクス産業や特に注力していきたい産業に関する知識または、これら産業の市場戦略の把握・構築・遂行・監督などに従事した経験。 【選定理由】俯瞰的観点からムラタの経営戦略や市場戦略を立案・遂行・監督するための前提となるため。

ムラタの業態・経営環境・方針に鑑み求めるスキル

技術 研究開発	技術・研究開発や知的・技術資本経営に関する知識または経験。 【選定理由】Innovator in Electronicsとしてムラタが将来にわたって独自の製品を供給し続けるべく、知的・技術資本を充実させ、活用する戦略の立案・遂行・監督を行うため。
国際性 グローバル経験	海外での業務経験または海外の事業環境や文化に関する知識。 【選定理由】海外売上高比率90%超、関係会社数も国内より海外が多いムラタが、Global No. 1 部品メーカーを目指すにあたって、グローバルな視点で戦略の立案・遂行・監督を行うため。
産業通商 戦略	各国の産業通商戦略に関する知識または経験（かかる経験により得られた、今後のかかる戦略面での最新動向を把握するネットワークを含む）。 【選定理由】クロスボーダー取引が多く、各国の産業政策が濃く反映される通信・モビリティ・環境・ウェルネスの分野を事業機会として捉えているムラタが、地政学的リスクが高まっている中で、機動的かつ効果的に自社の戦略の立案・遂行・監督を行うため。

■ 取締役会の構成及び取締役候補者の指名に関する方針

1. 取締役会の構成

取締役会の実質的かつ活発な議論を確保するために必要かつ十分な人数で構成し、また取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することを基本方針としております。また、経営の透明性を確保するとともに、取締役会の監督機能を強化するために、取締役会における構成割合は以下のとおりとしております。

- ・ 社外取締役の割合：50%以上とする。
- ・ 女性取締役の割合：2030年に30%以上を目指すこととする。

2. 取締役候補者の選任基準

当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮の上、経営執行に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を経営陣幹部として登用し、取締役会の機能（経営の基本方針・重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督）の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を、前項の取締役会の構成の考え方にに基づき、選任しております。

[社外取締役の選任基準]

前述に加えて、東京証券取引所及び当社が定める独立性判断基準を満たすこととしております。また、当社が定める選任基準によって、取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会への出席が75%以上見込めることも考慮しております。

[監査等委員である取締役の選任基準]

前述に加えて、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる資質を有し、経営管理、事業運営に関する豊富な知識・経験を有することとしております。また、監査等委員である取締役候補者の過半数は社外取締役を指名しております。

3. 取締役候補者指名手続

当社は、取締役候補者の指名につき取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を設置しております。同委員会では、以下の議題について審議し、取締役会に答申しております。

- ・ 取締役候補者の選任基準
- ・ 独立社外取締役の独立性判断基準
- ・ 取締役候補者の指名
- ・ 代表取締役・役付取締役候補者の指名

なお、取締役候補者の指名の審議においては、スキルマトリックスを用いております。そのスキル項目は、取締役がその役割を特に発揮すべき分野やその前提となる知識・経験・視座を示すものとし、当社の戦略や状況に照らして定期的に見直しております。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化し、また監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、次の独立性判断基準を定めております。

社外取締役の独立性判断基準の要旨

次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 当社及び当社の過去3年以内における子会社の、業務執行者であった期間が過去10年間に於いてあること。
- (2) 当社の現在の主要株主であること、または過去3年間に於いてその業務執行者であった期間があること。
※「主要株主」とは、当社の議決権所有割合10%以上を保有する株主をいう。
- (3) 当社グループの過去3年以内における重要な取引先の業務執行者であった期間が過去3年間に於いてあること。
※「重要な取引先」とは、当社又は取引先の年間連結売上高の2%以上の取引があったものをいう。
※「当社グループ」とは、当社及び当社の現在の子会社をいう。以下同じ。
- (4) 当社グループから過去3年以内に年間1,000万円を超える寄付または助成を受けていた組織（例、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の業務執行者であった期間が過去3年間に於いてあること。
- (5) 当社グループから、取締役または監査役（常勤・非常勤を問わない）、執行役員を過去3年以内に受け入れていた会社またはその子会社の、業務執行者であった期間が過去3年間に於いてあること。
- (6) 当社グループの重要なコンサルタント等であった期間が過去3年間に於いてあること。
※「重要なコンサルタント等」とは、当社グループから役員報酬以外に、個人の場合は年間1,000万円を超える、団体に所属する者である場合は当該団体の総収入の2%を超える金銭その他の財産を得ている、コンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門家をいう。
- (7) 当社の監査法人の業務執行者であった期間が過去3年間に於いてあること。
- (8) 次に掲げる者のいずれかの近親者であること。
 - ① 本項(1)号に該当する者で、役員または部長相当職以上の従業員に該当する者。
 - ② 本項(3)号に該当する者で、役員または部長相当職以上の従業員に該当する者。
 - ③ 本項(6)号に該当する者。※「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。
- (9) 当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えること。
- (10) 当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあること。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、任意の指名・報酬の名諮問委員会にそれぞれ1名の監査等委員が兼務するとともに、同事務局からの報告を受け、議論の内容を確認しております。

取締役の選任については、当社の定める「取締役会の構成及び取締役候補者の指名に関する方針」に基づき、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、またはこれまでの経歴等を評価したうえで決定されております。取締役の報酬については、当社の「役員報酬制度の基本方針」に基づき、報酬の水準、体系並びに具体的な報酬額の算定方法等が議論され、決定されております。

この結果、監査等委員会としては、当社の取締役の選任、報酬の決定手続はいずれも適正であり、その内容は妥当と判断いたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容

当社グループは、電子部品並びにその関連製品の開発及び製造販売を主たる事業として行っており、コンポーネント（コンデンサ、インダクタ、EMI除去フィルタなど）、デバイス・モジュール（高周波モジュール、表面波フィルタ、リチウムイオン二次電池、センサなど）及びその他（ヘルスケア機器、ソリューションビジネスなど）の3つの事業別セグメントに分類されます。

(2) 事業の経過及びその成果

①事業概況

当期の世界の経済情勢は、世界的な金融引き締め継続が景気の下押し要因となっているほか、地政学リスクの高まりもあり、先行き不透明な状況が続いています。米国では、金融の引き締め環境のなかでも賃金上昇に加え、予想を下回る失業率を背景とした堅調な個人消費に支えられ景気は底堅く推移しています。欧州では、物価高や金融引き締めによって低調な消費マインドが継続しているほか、海外経済の停滞により輸出も落ち込んでおり、景気の低迷が続いています。中国では、景気刺激策や春節の影響もあり消費に持ち直しの動きがみられましたが、不動産市況の落ち込みの継続や輸出の弱さが景気の下押し要因となり、景気の停滞感が続いています。

当社グループが属するエレクトロニクス市場の部品需要は、半導体不足の緩和による自動車生産台数の回復もありモビリティ向けが増加したほか、スマートフォン市場において部品在庫調整からの回復が見られました。一方で、各国での物価上昇による最終消費の落ち込みにより、PCやAV機器、パワーツール向けなどの用途で減少しました。

そのような中、当期の売上収益は、高周波モジュールがスマートフォン向けで増加したほか、コンデンサがモビリティやスマートフォン向けで増加しました。一方で、リチウムイオン二次電池がパワーツール向けで減少したことに加え、コネクティビティモジュールがスマートフォンやPC向けで減少しました。その結果、為替変動（前期比9円14銭の円安）の影響はありましたが、前期比2.8%減の1,640,158百万円となりました。

利益につきましては、円安効果やコストダウン、固定費の減少などの増益要因はありましたが、操業度の低下や製品価格の値下がり、円筒形リチウムイオン二次電池の設備等に係る減損損失の計上といった減益要因により、営業利益は前期比27.8%減の215,447百万円、税引前当期利益は同20.9%減の239,404百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同25.9%減の180,838百万円となりました。

当期のROIC（Return On Invested Capital）（税引前）は円筒形リチウムイオン二次電池の設備等に係る減損損失の計上による営業利益率の低下に加え、将来の市場成長を見据えて先行投資を実施したことに伴い、有形固定資産が増加したことによって使用資本回転率が低下し、前期比4.4ポイント減の10.0%となりました。

決算のポイント

当連結会計年度（第88期/2023年4月1日～2024年3月31日）より、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠した連結計算書類を開示しております。第87期の業績につきましては、当連結会計年度との比較のためIFRSに準拠した数値で表記し、第86期につきましては、IFRSの表示科目に相当する数値を、IFRS移行前の米国会計基準に基づく数値で表記しております。

売上収益 16,402億円 前期比 2.8%減

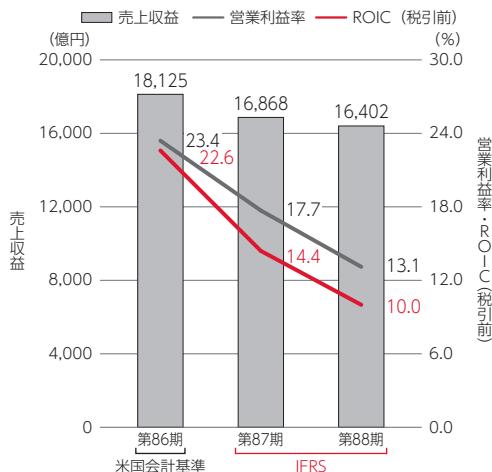
営業利益 2,154億円 前期比 27.8%減

税引前当期利益 2,394億円 前期比 20.9%減

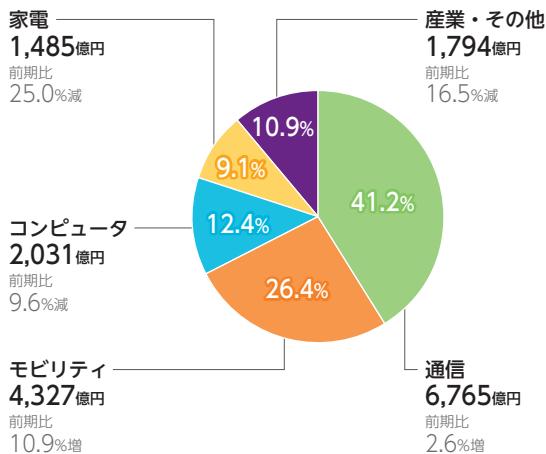
親会社の所有者に
帰属する当期利益 1,808億円 前期比 25.9%減

ROIC（税引前） 10.0% 前期比 4.4ポイント減

業績推移

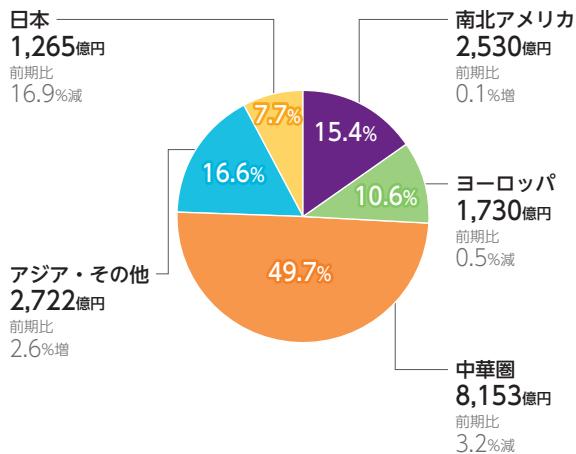


用途別売上高 (当社推計値に基づいております)



地域別売上高

(※当社及び連結子会社の国又は地域における売上収益であり、顧客の所在地別に基づき分類しております。)



②事業別セグメントの売上収益概況

コンデンサ

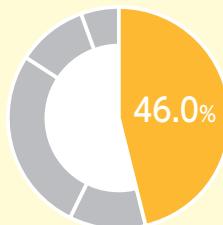
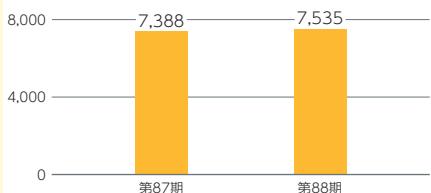
積層セラミックコンデンサなど

受注高 7,588億円

売上高 7,535億円

前期比 147億円増 (2.0%増) 

(億円) ■ 売上高



当期は、積層セラミックコンデンサが産業機器やAV機器向けで減少しましたが、モビリティやスマートフォン向けで増加しました。

その結果、コンデンサの売上収益は前期に比べ2.0%増の753,520百万円となりました。

インダクタ・EMIフィルタ

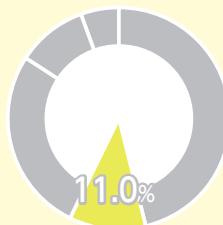
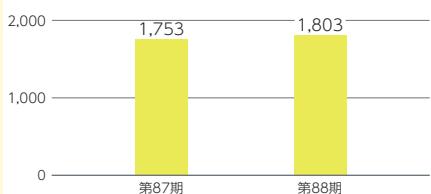
インダクタ、EMI除去フィルタ

受注高 1,810億円

売上高 1,803億円

前期比 49億円増 (2.8%増) 

(億円) ■ 売上高



当期は、インダクタがスマートフォンやモビリティ向けで増加しました。

その結果、インダクタ・EMIフィルタの売上収益は前期に比べ2.8%増の180,251百万円となりました。

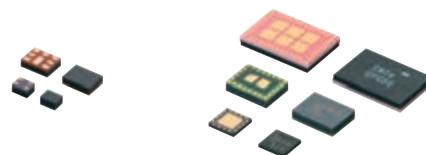
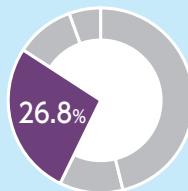
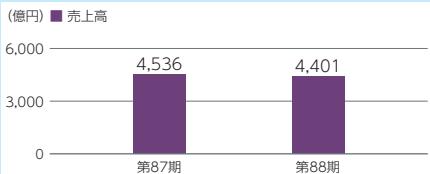
高周波・通信

コネクティビティモジュール、高周波モジュール、表面波フィルタ、樹脂多層基板など

受注高 4,239億円

売上高 4,401億円

前期比 135億円減 (3.0%減) ↓



当期は、高周波モジュール、表面波フィルタ、樹脂多層基板がスマートフォン向けで増加しましたが、コネクティビティモジュールがスマートフォンやP C向けで減少しました。

その結果、高周波・通信の売上収益は前期に比べ3.0%減の440,142百万円となりました。

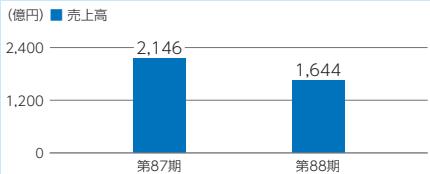
エネルギー・パワー

リチウムイオン二次電池・電源モジュール

受注高 1,489億円

売上高 1,644億円

前期比 502億円減 (23.4%減) ↓



当期は、リチウムイオン二次電池がパワーツール向けで減少しました。

その結果、エネルギー・パワーの売上収益は前期に比べ23.4%減の164,393百万円となりました。

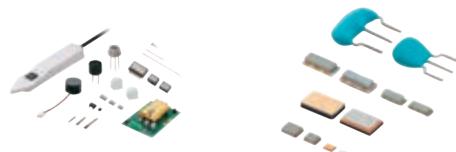
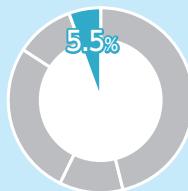
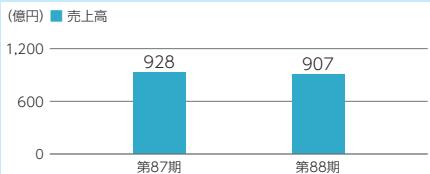
機能デバイス

センサ・タイミングデバイス(発振子)など

受注高 869億円

売上高 907億円

前期比 21億円減 (2.2%減) ↓



当期は、センサがモビリティ向けで増加しましたが、センサやタイミングデバイスが産業機器やコンピュータ向けで減少しました。

その結果、機能デバイスの売上収益は前期に比べ2.2%減の90,701百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「独自の製品を供給して文化の発展に貢献する」ことを中核とした社是にもとづく経営を実践しております。また、エレクトロニクス産業のイノベーションを先導していく存在でありたいという思いを込めたスローガン「Innovator in Electronics」を全従業員で共有しています。

今後も真のInnovator in Electronicsとして主体的に価値創造をしていくためには、価値提供の軸を「お客様に対するイノベーション」だけでなく、「社会課題に対するイノベーション」へとその範囲を広げていくことが重要であるという考えのもと、2021年度に当社グループの価値創造プロセスを、新たにサステナビリティの視点を織り込んだシナリオへと進化させました。当社グループが大切な価値観として掲げる「CSとES（Customer Satisfaction（お客様満足）とEmployee Satisfaction（従業員満足）」を原動力に、「先を読む力」、「ニーズをカタチにする力」、「価値を届ける力」という3つのコア・コンピタンスを相互に結びつけて総合力を発揮し、社会価値と経済価値の好循環を生み出すことにより、豊かな社会の実現に貢献していくことをありたい姿として掲げています。

なお、この実現のためには、多様な人材が組織を超えて連携し合い、イノベーションを創出していくことに加え、ステークホルダーとの共創を積極的に進めていくことがこれまで以上に大切であると考えています。今後さらにステークホルダーの皆様との関係を強固なものにし、社会課題の解決に向けて取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

「当社グループの価値創造プロセス」



当社グループの価値創造プロセスは当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://corporate.murata.com/ja-jp/company/valuecreation>



②中長期的な会社の経営戦略

■Vision2030（長期構想）と中期方針2024

当社グループは、2021年に新たな長期構想として「Vision2030」を策定いたしました。Vision2030では「ムラタのイノベーションで社会価値と経済価値の好循環を生み出し、豊かな社会の実現に貢献していく」ことをありたい姿として掲げています。さらに、「基盤事業の深化とビジネスモデルの進化」および「4つの経営変革の実行」を成長戦略として位置づけています。「基盤事業の深化とビジネスモデルの進化」では、3層ポートフォリオによる経営を行い、通信・モビリティ・環境・ウェルネスの4つを事業機会として捉えた価値創出を目指します。「4つの経営変革の実行」では、社会価値と経済価値の好循環を生み出す経営、自律分散型の組織運営の実践、仮説思考にもとづく変化対応型経営、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に取り組んでまいります。これらをビジョンとして示すことで2030年までの取り組みに一貫性を持たせ、ありたい姿を実現していくことによりお客様や社会にとって当社グループが「最善の選択」であり続けることが、「Global No.1部品メーカー」として目指す姿でもあります。

そして、「Vision2030」実現のための第1フェーズとして「中期方針2024」を位置づけています。中期方針2024では、すでに顕在化している課題を解決していくとともに、長期視点で環境変化を捉え、バックキャストをして今から必要な備えを着実に進めていくために、「経営変革の推進」、「ポートフォリオ経営の実践（高度化）」、「筋肉質な経営基盤の形成」、「2030年への備え」の4つを3か年で着実に成果につなげていくべき中期経営課題として掲げています。



■中期経営課題

①経営変革の推進

「Vision2030（長期構想）」の成長戦略として掲げた4つの経営変革である「社会価値と経済価値の好循環を生み出す経営」、「自律分散型の組織運営の実践」、「仮説思考にもとづく変化対応型経営」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」において、社会課題を起点とした重点課題（マテリアリティ）に対する取り組みに加えて、自律分散型組織を担保していく仕組みとして仮説思考にもとづく事業計画の管理プロセスの高度化を図っております。また、デジタル基盤の構築やデジタルを活用したモノづくり領域の変革およびDX人材の採用や育成を進めております。

「当社グループのマテリアリティ」

事業を通じた社会課題解決への貢献



×

企業活動全体での社会課題への取り組み

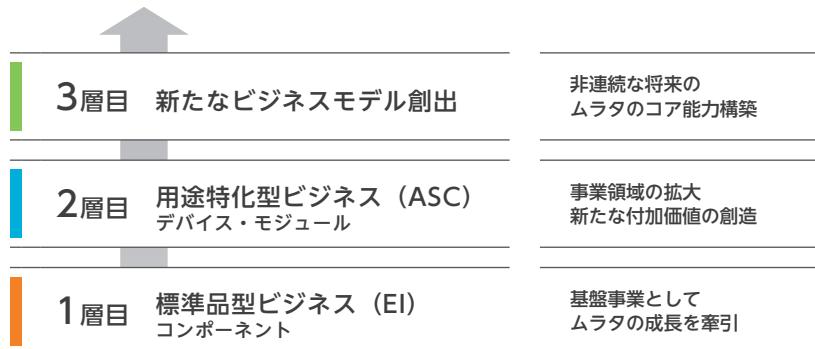


②ポートフォリオ経営の実践（高度化）

「Vision2030（長期構想）」の成長戦略として掲げた「基盤事業の深化とビジネスモデルの進化」を実現するために、「3層ポートフォリオ」を用いたポートフォリオ経営の高度化を進めてまいります。1層目は、需要の成長に追従した供給力、技術的な限界を破って実現する Cutting Edge の技術力、事業効率の向上の3つをもって業界トップの位置づけを確実にしてまいります。当期には、積層セラミックコンデンサの材料の安定供給体制構築のため、石原産業株式会社・富士チタン工業株式会社・当社で、合併会社「MFマテリアル株式会社」を設立しました。また、電子機器・車載向けコイル製品の中長期的な需要の増加に対応できる体制の構築を目的として、ベトナムでの新生産棟が竣工しました。また、2層目は、差異化技術の強化を進めることで市場シェアの獲得に努めるとともに、事業の選択と集中などポートフォリオの見直しを行うことで財務体質の改善に努めてまいります。当期には、自動運転市場向けで、近距離検知15cmを実現したADAS先進運転支援システム向け超音波センサを開発し量産化を実現しました。また、安定供給体制構築のため、Murata Electronics Oy社に加え、金沢村田製作所においてもMEMS慣性力センサの生産能力増強を実行しております。3層目は当社の強みを活かせる領域の探索を進めてまいります。当期には、ピエクレックス社において、ピエクレックスを使用したアパレル製品や繊維製品を回収し、農業や林業での利活用を目的とする堆肥化までを、パートナー企業、自治体、福祉施設、学校法人等、多くのステークホルダーと連携・共創し構築した、透明性高い循環インフラ「P-FACTS」（PIECLEX FABrics Composting Technology Solution）の実証を開始しました。今後とも、多様なイノベーションを用いた経営で、事業や技術の新陳代謝を促すとともに、事業ごとの収益性・効率性・成長性を追求し、お客様、社会に価値を提供し続けるために、4つの事業機会において3層構造のポートフォリオを用いた経営の実践に向けて取り組みを進めてまいります。

「3層ポートフォリオ」

Innovator in Electronics



③ 筋肉質な経営基盤の形成

筋肉質な経営基盤の形成を実現するために、人的資本および品質基盤の強化に注力してまいります。人的資本については、人材は価値創造の中核であると捉え、「人材の獲得と育成」、「従業員エンゲージメントの向上」、「多様な人材の活躍」の3つの重要課題に対しての取り組みを進め、持続的に価値を創造するための人材基盤と組織力を強化してまいります。当期には、次世代リーダー育成プログラムの推進、グローバル組織サーベイの実行及び結果に基づくアクションプランの検討・実行、多様な人材が活躍する職場を目指し、グローバルに他拠点での業務経験ができる機会の積極的な提供に努めてまいりました。また、品質基盤の強化においては、多種多様なビジネスに応じた品質保証・管理体制を構築し、品質視点のリスクマネジメントの実践に取り組んでまいります。当期には、ビジネスリスクアセスメントの仕組みの推進など、品質ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。今後とも、プロセスの源流から科学的管理を実践することで、すべてのお客様から信頼される品質の追求に努めてまいります。

④ 2030年への備え

重要経営リスクの評価を進め必要な備えを確立していくとともに、将来の競争力の源泉となる技術を発掘、育成し、技術を支える知的財産戦略を立案して実行に努めてまいります。具体的には、イノベーションの創出に向けて、6Gの通信規格の普及や環境問題の解決を含む将来の事業機会に備えたインテリジェンス機能の体制の強化および技術・事業開発を進めております。また、社会や市場、お客様のニーズを適時的確に把握し、価値を提供し続けるために売る力と総合的なオペレーション力（支える力）を強化することに加えて、2030年を見据えたモノづくり体制の構築とともに飛躍的な生産性向上と革新技術の創出、E C M軸の抜本的強化、S C M軸の改善の取り組みにより、お客様に提供する付加価値の向上の実現に努めてまいります。

■経済価値目標及びキャピタル・アロケーションに対する進捗状況

「経済価値指標」

	2025年 3月期目標	2023年 3月期実績 (注1)	2024年 3月期実績
売上収益(百万円)	2,000,000	1,686,796	1,640,158
営業利益率(%)	20%以上	17.7	13.1
ROIC (税引前) (%) (注2)	20%以上	14.4	10.0

(注1) 当社グループは、当期からIFRSを初めて適用しております。そのため、「2023年3月期実績」についてはIFRSに組み替えて記載しております。

(注2) ROIC (税引前) = 営業利益 / 期首・期末平均投下資本 (有形固定資産・使用権資産・のれん・無形資産 + 棚卸資産 + 営業債権 - 営業債務)

2024年4月26日に当社が公表した2025年3月期の連結業績予想では、売上収益、営業利益率、ROIC (税引前) の3つの指標において、中期方針2024策定時の「2025年3月期目標」を下回る予想となっております。基盤市場と位置付けるモビリティ市場に関しては、自動車の電動化の進展を事業機会として掴み、前中期方針から売上を成長させることができました。その一方で、スマートフォンやPCといった民生市場においては、新型コロナウイルス感染症の流行時に生じた特需の反動減による電子機器の在庫調整が長期化したことで部品需要が想定より大きく減少しました。そのような中で、当社ではコストダウンや生産性向上の取り組みを進めましたが、部品需要の減少による工場操業度の低下や低収益事業の改善の遅れ等により売上高と営業利益率が目標を下回る見込みです。また、短期的には部品需要は低迷しておりますが、今後もエレクトロニクス領域の拡大は進展すると予想しており、その備えとして先行投資も継続していきます。その結果、ROIC (税引前) は上述の営業利益率の低下と先行投資による資本回転率の低下により、目標を下回る見込みです。

「キャピタル・アロケーション」

中期方針2024では、キャピタル・アロケーションを明確化し、長期視点での環境投資や技術獲得、リスク対策、ITインフラ強化などを戦略投資と位置付け、新たに「戦略投資枠」を設定しております。戦略投資の進捗は、最近2期の実行済および実行決裁済案件の累計が533億円となりました。また、株主還元については、最近2連結会計年度の配当金の支払い累計が1,865億円となりました。さらに社債償還については、当期に600億円の償還を実行しております。今後も主力事業であるコンポーネント、デバイス・モジュールへ投資を継続し、着実なキャッシュ創出を目指していくとともに、強固な財務基盤を維持しながら、株主還元を拡大することでステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

中期方針2024（計画）	
In	Out（億円）
営業 キャッシュ フロー 12,500	設備投資 6,400 (土地建物 1,000)
	戦略投資 2,300
	株主還元 2,700
	社債償還 1,100

(4) 設備投資の状況

当社グループは当期に、総額219,531百万円の設備投資を行いました。

主な内容は、当社及び当社子会社における生産設備の増強・合理化等107,018百万円、土地及び建物取得55,554百万円、研究開発用設備の増強16,169百万円であります。

なお、生産能力に著しい影響を及ぼす除却、売却等はありません。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

期 間 項 目	第85期 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	第86期 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	第87期 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		第88期 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
	米国会計基準	米国会計基準	米国会計基準	I F R S	I F R S
売 上 収 益	1,630,193	1,812,521	1,686,796	1,686,796	1,640,158
税 引 前 当 期 利 益	316,417	432,702	314,895	302,683	239,404
親会社の所有者に帰属 する 当 期 利 益	237,057	314,124	253,690	243,946	180,838
資 産 合 計	2,462,261	2,809,171	2,872,763	2,858,303	3,037,895
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分	1,920,805	2,263,596	2,402,511	2,359,985	2,556,147
基 本 的 1 株 当 たり 当 期 利 益	123円50銭	163円65銭	133円78銭	128円64銭	95円72銭
親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 比 率	78.0%	80.6%	83.6%	82.6%	84.1%

- (注) 1. 当社は、第88期から I F R S に基づいて連結計算書類を作成しており、上記は I F R S に準拠した科目で表示しております。また、第87期については、I F R S に組み替えた数値を併せて記載しております。
2. 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。基本的1株当たり当期利益につきましては、第85期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、算出しております。
3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(6) 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況

①当社（2024年3月31日現在）

事業所名	所在地
本社	京都府長岡京市
東京支社	東京都渋谷区
八日市事業所	滋賀県東近江市
野洲事業所	滋賀県野洲市
横浜事業所	神奈川県横浜市
長岡事業所	京都府長岡京市
みなとみらいイノベーションセンター	神奈川県横浜市

②子会社（2024年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	本店 所在地
株式会社福井村田製作所	百万円 300	100 %	コンポーネントの製造	福井県越前市
株式会社出雲村田製作所	430	100	コンポーネントの製造	島根県出雲市
株式会社富山村田製作所	450	100	デバイス・モジュールの製造	富山県富山市
株式会社金沢村田製作所	480	100	デバイス・モジュールの製造	石川県白山市
株式会社岡山村田製作所	480	100	コンポーネント及びデバイス・モジュールの製造	岡山県瀬戸内市
株式会社小諸村田製作所	200	100	デバイス・モジュールの製造	長野県小諸市
株式会社東北村田製作所	300	100	デバイス・モジュールの製造及び開発	福島県郡山市
Murata Electronics North America, Inc.	千US \$ 14,406	100	当社及び関係会社の製品の販売	米国
Murata Company Limited	千HK \$ 1,900,000	100	当社及び関係会社の製品の販売	中国
Murata (China) Investment Co., Ltd.	千US \$ 145,000	100	中華圏でのマーケティング・エンジニアリング活動、中国販売会社の統括管理	中国

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	本店 所在地
Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	千US \$ 23,400	100 % (注)	当社及び関係会社の製品の販売	中国
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.	千US \$ 421,000	100 (注)	コンポーネント及びデバイス・モジュール の製造	中国
Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.	千US \$ 58,100	100 (注)	コンポーネント及びデバイス・モジュール の製造	中国
Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.	千US \$ 486,220	100 (注)	デバイス・モジュールの製造	中国
Foshan Murata Materials Co., Ltd.	千US \$ 68,900	90 (注)	原料の製造	中国
Murata Electronics Europe B.V.	千EURO 245,000	100	当社及び関係会社の製品の販売	オランダ
Murata Electronics (Thailand), Ltd.	千Baht 6,610,385	100	コンポーネント及びデバイス・モジュール の製造	タイ
Philippine Manufacturing Co.of Murata, Inc.	千PHP 7,700,000	100	コンポーネントの製造	フィリピン
Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd.	千SD 4,000	100	コンポーネント及びデバイス・モジュール の製造並びに当社及び関係会社の製品の販 売、アセアン販売会社の統括管理	シンガポール
Murata Integrated Passive Solutions SAS	千EURO 60,646	100 (注)	コンポーネントの製造及び開発	フランス
Murata Manufacturing Vietnam Co., Ltd.	千US \$ 80,600	100 (注)	コンポーネントの製造	ベトナム
pSemi Corporation	US \$ 0.1	100 (注)	デバイス・モジュールの製造販売及び開発	米国

(注) 間接所有を含む比率であります。

③企業結合の経過と成果

上に掲げた重要な子会社22社を含む連結子会社は83社であります。企業結合の成果につきましては「1. 企業集団の現況に関する事項 (2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	
当期末	前期末比増減
人	人
73,165	1

(注) 従業員数は就業人員（当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（2,048人）は含めておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当期末	前期末比増減		
人	人	歳	年
10,401	312	39.9	13.9

(注) 従業員数は就業人員（子会社等への出向者を除き、子会社等からの出向者を含む）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（546人）は含めておりません。

(8) 借入先（2024年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,229,000,000株
(単元株式数 100株)

(2) 発行済株式の総数 2,027,442,843株
(自己株式 138,209,482株を含む)

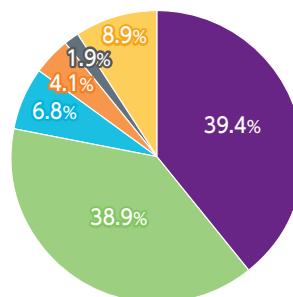
(3) 株主数 136,242名

(4) 大株主 (上位10名)

	株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	313,038	16.6
2	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	133,082	7.0
3	日本生命保険相互会社	49,687	2.6
4	株式会社京都銀行	47,340	2.5
5	明治安田生命保険相互会社	47,168	2.5
6	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	45,554	2.4
7	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	33,830	1.8
8	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	25,986	1.4
9	株式会社みずほ銀行	24,892	1.3
10	GOVERNMENT OF NORWAY	23,983	1.3

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (138,209千株) を除いて計算しております。

■所有者別株式分布状況



金融機関	798,863千株
外国法人等	788,752千株
自己株式	138,209千株
国内法人	82,646千株
証券会社	38,688千株
個人・その他	180,283千株

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、発行可能株式総数は5,229,000,000株に、また発行済株式の総数は2,027,442,843株にそれぞれ増加しております。

(6) 当期中に職務執行の対価として交付された株式

役員区分	株式数 (株)	人数 (人)
取締役 (監査等委員を除く)	30,300	4
執行役員	36,030	20

(注) 1. 交付された株式数は、2023年10月1日付で実施した株式分割後の株式数を表示しております。

- 上記のうち、社外取締役へ交付した株式はありません。
- 当社の株式報酬の内容につきましては「3. (4)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村田恒夫	代表取締役会長	公益財団法人村田学術振興・教育財団 理事長
中島規巨	代表取締役社長 通信・センサ事業本部 本部長	
岩坪浩	取締役 専務執行役員 技術・事業開発本部 本部長	
南出雅範	取締役 常務執行役員 コーポレート本部 本部長 兼 同本部 経営管理統括部 統括部長	Murata (China) Investment Co., Ltd. 董事長
安田結子	取締役	株式会社ボードアドバイザーズ 取締役副社長 エーザイ株式会社 社外取締役
西島剛志	取締役	ロジスティード株式会社 社外取締役
小澤芳郎	取締役（監査等委員・常勤）	
神林比洋雄	取締役（監査等委員）	プロティビティ合同会社 シニアマネージングディレクタ
山本高稔	取締役（監査等委員）	株式会社日立製作所 社外取締役
宗像直子	取締役（監査等委員）	東京大学公共政策大学院 教授 株式会社エクサウィザーズ 社外取締役

-
- (注) 1. 取締役 安田結子、西島剛志、取締役 監査等委員 神林比洋雄、山本高稔、宗像直子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 監査等委員 小澤芳郎氏は当社で財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役 監査等委員 神林比洋雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役 監査等委員 山本高稔氏は証券アナリストとして長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 監査等委員 小澤芳郎氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的に重要な社内会議へ出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 取締役 安田結子、西島剛志、取締役 監査等委員 神林比洋雄、山本高稔、宗像直子の各氏が兼職している法人等と当社グループとの間に特別の関係はありません。
5. 当社は、取締役 安田結子、西島剛志、取締役 監査等委員 神林比洋雄、山本高稔、宗像直子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社の執行役員は27名で、上掲の執行役員を兼務する取締役の他に25名の執行役員がおります。
7. 当期中の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
取締役 安田結子氏は、2023年6月21日付でエーザイ株式会社の社外取締役に就任、2023年6月28日付で株式会社ニッスイの社外取締役に退任いたしました。
取締役 西島剛志氏は、2023年6月27日付で横河電機株式会社の取締役会長を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の国内子会社等の取締役及び執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社がてん補するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時においても同等の内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、以下の報酬ガバナンスを整備したうえで、当社の役員等の報酬に関する株主総会の決議内容及び役員報酬制度の基本方針をはじめとした当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿って報酬プログラムを運用し、役員等の報酬等を決定しております。

イ) 報酬ガバナンス

(1) 報酬等の決定方針の決定の方法

当社は、当社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する個人別の報酬等の決定方針について、客観性、透明性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの向上を目的に設置した報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

(2) 報酬諮問委員会の役割・責務

当社の報酬諮問委員会は、外部報酬コンサルティング会社（WTW（ウイリス・タワーズワトソン））をアドバイザーとして起用し、経営者の報酬を取り巻く近時の環境や世間動向を十分に把握した上で、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等との報酬ベンチマーク、その他アドバイザーから入手する情報や助言等も活用しつつ、取締役の報酬水準や報酬制度の妥当性の検証ならびに個人別支給額の決定を行い、取締役会へ必要な答申もしくは報告を行うものとしております。

また、当社は、報酬制度に係る全ての判断について高い独立性と客観性を担保するため、取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、報酬諮問委員会に委任しております。

当社は、委任した権限が適切に行使されるために講じる措置として、報酬諮問委員会の独立性確保を前提としつつも実効的な審議を担保すべく、外部の報酬コンサルタントを活用して報酬諮問委員会に必要十分な客観情報を提供することに努めております。なお、監査等委員である取締役の報酬制度については、会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定しています。

(3)報酬諮問委員会の構成・委員長の属性・決議の方法

当社の報酬諮問委員会の構成は、取締役会が選定する取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役で構成することとしております。また、報酬諮問委員会の委員長は、取締役会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定することとしております。

また、当社の報酬諮問委員会は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席者の過半数の賛成を以て決議を行うこととします。但し、かかる決議につき、特別の利害関係を有する委員は議決権を行使することができないものとし、この場合、当該委員の議決権は出席した委員の議決権の数に含めないこととしております。

□)報酬プログラム

(1)役員報酬制度の基本方針

当社の取締役及び執行役員の報酬は、グローバルな競争力を有する電子機器及び部品メーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することができ、業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することのできる制度・水準とすることを基本方針としております。

(2) 役員報酬制度の体系

社内の監査等委員でない取締役に対する報酬は、(a)月例報酬、(b)賞与、(c)株式報酬（非金銭報酬）から構成しております。

(a)月例報酬：各取締役別の固定報酬とし、取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責の重さ等を考慮した部分から成っております。なお、支給時期については月次で支給しております。

(b)賞与：各事業年度における経済価値の創出に対するインセンティブを目的とした現金報酬であり、原則として事業年度終了後の6月に支給しております。その額は、役位毎の基準額に業績評価指標における目標への達成度に応じた係数（0%～200%で変動）を乗じて算出しております。業績評価指標は、中期方針2024において掲げる経済価値の全社経営目標に関連する指標として連結営業利益額とROIC（税引前）としています。当社が重視している利益率を伴った売上高の拡大、投下資本に対する効率的な利益創出に対するインセンティブとするため、当該指標を選定しています。

$$\begin{array}{c}
 \text{(0~200\%で変動)} \\
 \text{年次賞与支給額} = \text{役位別基準額} \times \left(\begin{array}{c} \text{(0~200\%)} \\ \text{営業利益実績に応じた} \\ \text{支給係数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(0.8~1.2)} \\ \text{ROIC実績に応じた} \\ \text{調整係数} \end{array} \right)
 \end{array}$$

(c)株式報酬：当社の株式報酬は、当社の取締役と株主との長期に亘る価値共有及び企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を高めることを目的としており、各取締役の役位毎に設定した基準額に応じて、譲渡制限付株式を毎年7月に付与します。なお、当該株式報酬の一部（株式報酬総額の概ね20%程度）は、中長期的な社会価値創出・ESGに関する取組みを評価するため、中期方針2024に掲げる社会価値に関する全社経営目標の達成に向けた取組みの進捗について、報酬諮問委員会において每期評価を行い、役位毎に設定した基準額±20%の範囲で調整します。また、付与した譲渡制限付株式は、対象取締役が取締役、執行役員いずれの地位からも任期満了もしくは定年等により退任又は退職する際に譲渡制限を解除します。

また、社外の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する報酬は、その役割を鑑み、月例報酬のみとしております。

月例報酬、賞与、株式報酬、それぞれの水準及び構成比率は、外部報酬コンサルティング会社（WTW（ウイリス・タワーズワトソン））が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、当社と業種又は規模が類似する企業群との報酬ベンチマークを行い、その妥当性を検証のうえ、決定しております。なお、代表取締役社長に対する報酬におけるそれぞれの報酬要素の構成比率は、概ね下図のとおりとしています。その他の社内の監査等委員でない取締役の報酬要素の構成比率は、役位毎の職責等に応じ、役位上位者の賞与と株式報酬の割合が高くなるよう設定しております。なお、以下の構成比率は、賞与及び株式報酬を基準額とした場合の構成比率であり、実際に支給される報酬要素の構成比率は、以下とは異なる場合があります。



(3) 株式保有ガイドライン

当社は、ステークホルダーとの価値共有強化の観点から、業務執行取締役に対して、当社株式を以下に定める目標の通り保有することを推奨しています。なお、当期末時点において、代表取締役社長は固定報酬の2.7倍を保有しております。

代表取締役社長：	当該役位就任後5年以内に、固定報酬の2.0倍に相当する株式を保有することを目標とする
その他の業務執行取締役：	当該役位就任後5年以内に、固定報酬の1.5倍に相当する株式を保有することを目標とする

(4) 報酬の返還等（マルス・クローバック条項）

当社は、取締役の報酬制度の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じた場合に、報酬諮問委員会の審議を経た取締役会の判断により、支給前の賞与を受給する権利および譲渡制限解除前の株式報酬の全部または一部を没収する条項（いわゆるマルス・クローバック条項）を設けております。本条項の適用対象は2022年6月開催の第86回定時株主総会後に支給される賞与および付与される株式報酬とし、以降すべての期間において適用します。

② 報酬実績と業績との関連性

イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			人数 (人)
		月例報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	422	238	101	82	6
取締役 (監査等委員)	80	80	—	—	4

- (注) 1. 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は、82百万円 (月例報酬のみ) であります。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬額 (株式報酬を除く) は、2016年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額700百万円以内と決議しております (執行役員を兼務する取締役の使用人分給与及び賞与相当額は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、8名 (うち社外取締役1名) です。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬額は、2016年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名 (うち社外取締役3名) です。
5. 譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第81回定時株主総会において年額300百万円以内、株式数の上限は年60,000株 (監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の員数は、7名です。また、譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間を、2021年6月29日開催の第85回定時株主総会において従来の「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付割当契約により割当を受けた当社の普通株式 (以下、「本株式」という。) の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「本株式の払込期日より対象取締役が当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間」に変更することを決議しております。当該定時株主総会終結時点で対象となる取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の員数は、6名です。
6. 当期における株式報酬として付与した当社株式の交付状況は、「2. (6) 当期中に職務執行の対価として交付された株式」に記載しております。

ロ) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		月例報酬	賞与	株式報酬	
村田 恒夫 (取締役)	提出会社	63	28	25	116
中島 規巨 (取締役)	提出会社	70	39	31	141

ハ) 当期を評価期間とする業績連動報酬の業績評価指標の目標と実績

(1) 賞与

当期を評価期間とする賞与の業績評価指標の目標および実績は以下の通りです。

業績連動指標	目標	実績
連結営業利益額	275,000百万円	215,447百万円
ROI C (税引前)	20%	10.0%

(2) 株式報酬 (社会価値創出・ESGの取り組み進捗に連動する変動部分)

当期を評価期間とする当該株式報酬においては、下表の中期方針2024に掲げる社会価値目標の達成に向けた当期における施策について、報酬諮問委員会で取組の進捗を確認の上、当期の評価を決定します。なお、各指標の達成に向けた取り組み実績は、24年6月に発行する第88期有価証券報告書の【事業の状況】にて開示することを予定しております。

評価対象となる社会価値目標		中期目標 (2022年度~2024年度)
環境	温室効果ガス排出量	20%減 (2019年度比)
	再生可能エネルギー導入比率	25%
	持続可能な資源利用率	2021年度実績から1%改善
	循環資源化率	2021年度実績から5%改善
多様性	海外間接部門従業員の他拠点での勤務経験比率	7%
	女性管理職比率	4% (単体)
ES	従業員エンゲージメント肯定回答比率	70%

- 二) 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 当期の報酬諮問委員会の構成及び出席状況、活動状況は以下のとおりです。

【構成及び出席状況】

氏名	地位	出席状況
安田 結子 ◎	社外取締役	14回中 14回 出席率：100%
村田 恒夫	代表取締役会長	14回中 14回 出席率：100%
南出 雅範	取締役	14回中 14回 出席率：100%
神林 比洋雄	社外取締役（監査等委員）	14回中 14回 出席率：100%
西島 剛志	社外取締役	14回中 14回 出席率：100%

- (注) 1. 氏名の後の◎は委員長であることを表しております。
 2. 当期において、指名・報酬合同諮問委員会を4回開催しました。各氏の出席回数のうちそれぞれ4回は当該合同諮問委員会の回数を指しております。

【活動状況】

主な議論内容	時期
第87期取締役の個人別の賞与支給額の決定	5月
第88期役員報酬の決定方針の答申	4月
第88期役員報酬の基準額の検討・答申	4月、5月、6月
第88期賞与における目標の検討・答申	4月、5月
社会価値目標の進捗評価及び第88期株式報酬における目標の検討・答申	5月、6月
第88期取締役の個人別の基準額等の検討・決定	6月、7月
第88期委員会の活動計画の決定	7月
役員報酬を取り巻く最新動向の確認	10月
当期における代表取締役社長の評価決定（指名諮問委員会合同）	6月、12月、1月
役員報酬の課題及び動向を踏まえた見直しの検討	7月、10月、12月、1月、2月、3月

- (注) 1. 6月、12月、1月は報酬諮問委員会の他、指名・報酬合同諮問委員会を開催しております。
 2. 当期における取締役の個人別の賞与支給額については、当期終了後の2024年5月に決定いたしました。

なお、当期に係る当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、当社の報酬諮問委員会は、上記に記載する活動を通じて審議内容の十分性を担保しております。そのうえで、当社の取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容を適切に決定した旨の報告を報酬諮問委員会から受け、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 社外役員の名な活動状況

役員区分／氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 安田 結子	12回／12回	—	<p>取締役会では多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、エグゼクティブ人材評価や育成及びコーポレート・ガバナンスに関する専門家としての視点及び経営者としての豊富な経験より、ガバナンス体制や、取締役会の実効性のさらなる向上、人材の多様性を含む人的資本に関する問題提起や助言、中長期を見据えた経営戦略の観点での問題提起、提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、報酬諮問委員として、当期に開催された委員会14回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役の報酬の制度や水準、具体的な個別報酬等の決定過程や運用における監督機能を担っており、同委員会の委員長として、委員会運営に主体的に臨み、公正で透明な委員会運営を主導しております。</p> <p>指名諮問委員としても、当期に開催された委員会9回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の指名基準や手続、取締役候補者等の指名、代表取締役社長の後継者計画等の決定過程や運用における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 西島 剛志	12回／12回	—	<p>取締役会では多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、産業オートメーションに関する事業をグローバルに展開する企業の経営者および取締役会長としての豊富な経験と知見に基づき、ガバナンス体制や事業ポートフォリオに関する問題提起や助言、また、デジタルの活用、新しいビジネスモデル創出に関する助言、中長期を見据えた事業戦略・経営戦略の観点での問題提起、提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名諮問委員として、当期に開催された委員会9回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の指名基準や手続、取締役候補者等の指名、代表取締役社長の後継者計画等の決定過程や運用における監督機能を担っております。</p> <p>報酬諮問委員としても、当期に開催された委員会14回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役の報酬の制度や水準、具体的な個別報酬等の決定過程や運用における監督機能を担っております。</p>

役員区分／氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役 (監査等委員) 神 林 比洋雄</p>	<p>12回／12回</p>	<p>10回／10回</p>	<p>取締役会及び監査等委員会では、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、公認会計士、内部統制・リスクマネジメントの専門家としての視点及び経営者としての豊富な経験より、内部統制・リスクマネジメントの体制や考え方に関する問題提起や助言、また、経営資本の考え方や開示に関する助言、中長期を見据えた経営戦略の観点での問題提起、提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、報酬諮問委員として、当期に開催された委員会14回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役の報酬の制度や水準、具体的な個別報酬等の決定過程や運用における監督機能を担っております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 山 本 高 稔</p>	<p>12回／12回</p>	<p>10回／10回</p>	<p>取締役会及び監査等委員会では、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、証券アナリストとしての国内外のエレクトロニクス業界等の企業分析の豊富な経験と知見並びに国際的な企業経営に係る豊富な経験より、投資家の視点から事業ポートフォリオや事業投資、開示に関する問題提起や助言、また中長期を見据えた経営戦略の観点での提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名諮問委員として、当期に開催された委員会9回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の指名基準や手続、取締役候補者等の指名、代表取締役社長の後継者計画等の決定過程や運用における監督機能を担っております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 宗 像 直 子</p>	<p>12回／12回</p>	<p>10回／10回</p>	<p>取締役会及び監査等委員会では、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、産業・通商政策、知的財産政策などの行政分野における見識と豊富な経験並びに中央官庁における豊富な組織運営の経験より、地政学リスクや情報セキュリティリスク、技術優位性に関する問題提起や助言、また、知的資本戦略に関する助言、中長期を見据えた経営戦略の観点での問題提起、提言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性、監督機能を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

(注) 1. 当期において、指名・報酬合同諮問委員会を4回開催しました。各氏の出席回数のうちそれぞれ4回は当該合同諮問委員会の回数を指しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報酬等の額
①	会計監査人としての報酬等	百万円 238
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	266

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人、社内関係部門から報酬見積りの説明を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.、Foshan Murata Materials Co., Ltd.、Murata Electronics Europe B.V.、Murata Electronics (Thailand), Ltd.、Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc.、Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd.、Murata Integrated Passive Solutions SAS、Murata Manufacturing Vietnam Co., Ltd.及びpSemi Corporationは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるもの等）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断したときは、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(3,037,895)	(負債の部)	(482,286)
流動資産	1,499,762	流動負債	317,617
現金及び現金同等物	622,007	社債及び借入金	50,400
営業債権	292,736	営業債務	67,620
棚卸資産	513,024	リース負債	9,256
その他の金融資産	19,532	その他の金融負債	56,116
その他の流動資産	52,463	未払法人所得税	26,966
非流動資産	1,538,133	繰延収益	883
有形固定資産	1,184,608	引当金	1,529
使用権資産	59,402	その他の流動負債	104,847
のれん	137,144	非流動負債	164,669
無形資産	39,049	社債及び借入金	2,436
持分法で会計処理されている投資	87	リース負債	43,848
その他の金融資産	47,346	その他の金融負債	4,131
繰延税金資産	47,454	繰延収益	20,387
その他の非流動資産	23,043	退職給付に係る負債	70,679
合 計	3,037,895	引当金	8,034
		繰延税金負債	10,946
		その他の非流動負債	4,208
		(資本の部)	(2,555,609)
		親会社の所有者に帰属する持分	2,556,147
		資本金	69,444
		資本剰余金	121,231
		利益剰余金	2,332,018
		その他の資本の構成要素	166,895
		自己株式	△133,441
		非支配持分	△538
		合 計	3,037,895

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 収 益		1,640,158
売 上 原 価	△1,003,361	
売 上 総 利 益		636,797
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△243,193	
研 究 開 発 費	△132,502	
そ の 他 の 収 益	7,269	
そ の 他 の 費 用	△52,924	
営 業 利 益		215,447
金 融 収 益	28,392	
金 融 費 用	△4,466	
持分法による投資損益 (△は損失)	31	
税 引 前 当 期 利 益		239,404
法 人 所 得 税 費 用	△59,068	
当 期 利 益		180,336
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者		180,838
非 支 配 持 分		△502
当 期 利 益		180,336

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(1,414,724)	(負債の部)	(690,282)
流動資産	714,251	流動負債	657,825
現金及び預金	196,292	買掛金	114,027
売掛金	309,667	1年以内償還社債	50,000
有価証券	1,700	短期借入金	435,426
商品及び製品	12,393	1年以内返済長期借入金	1,500
原材料及び貯蔵品	42,201	未払金	27,960
仕掛品	23,248	未払費用	24,069
未収金	43,919	未払法人税等	43
未収還付法人税等	9,748	その他	4,796
1年以内回収長期貸付金	68,018	固定負債	32,457
その他	7,136	退職給付引当金	28,806
貸倒引当金	△75	その他	3,650
固定資産	700,472	(純資産の部)	(724,441)
有形固定資産	197,227	株主資本	714,344
建物	92,386	資本金	69,444
構築物	7,601	資本剰余金	126,989
機械及び装置	32,499	資本準備金	107,733
車両運搬具	135	その他資本剰余金	19,255
工具、器具及び備品	12,376	利益剰余金	651,351
土地	35,842	利益準備金	7,899
建設仮勘定	16,385	その他利益剰余金	643,452
無形固定資産	64,249	土地圧縮積立金	13
投資その他の資産	438,995	買換資産圧縮積立金	767
投資有価証券	28,434	別途積立金	162,707
関係会社株式	290,426	繰越利益剰余金	479,962
関係会社出資金	17,335	自己株式	△133,441
長期貸付金	68,630	評価・換算差額等	10,096
繰延税金資産	16,078	その他有価証券評価差額金	10,096
その他	20,054		
貸倒引当金	△1,964		
合 計	1,414,724	合 計	1,414,724

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		1,069,763
売上原価		780,170
売上総利益		289,593
販売費及び一般管理費		286,351
営業利益		3,241
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	108,653	
為替差益	1,217	
その他	5,063	114,934
営業外費用		
支払利息	5,424	
製品取替・補修費用	4,432	
その他	4,558	14,415
経常利益		103,760
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,937	
関係会社株式評価損	139	2,076
税引前当期純利益		101,683
法人税、住民税及び事業税	△7,216	
法人税等調整額	1,092	△6,123
当期純利益		107,807

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美濃部雄也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田幸平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村田製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社村田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所指定有限責任社員 公認会計士 石井尚志
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 美濃部雄也
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西田幸平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村田製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 村田製作所 監査等委員会

監査等委員（常勤）	小澤芳郎	㊟
監査等委員	神林比洋雄	㊟
監査等委員	山本高稔	㊟
監査等委員	宗像直子	㊟

（注）監査等委員神林比洋雄、山本高稔及び宗像直子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

TOPICS

世界最高水準の高精度な姿勢角・自己位置検知が可能な小型6軸慣性力センサを開発

■プレスリリース

<https://www.murata.com/ja-jp/news/sensor/gyro/2024/0109>

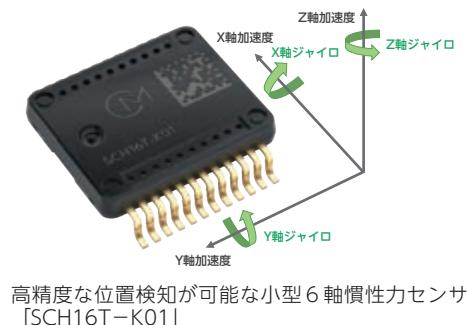


近年、ショベルカーや農機等の産業機器の高機能化及び自動運転化に伴い、高精度な姿勢角・自己位置推定及び部品の小型化のニーズが高まってきています。

そこで当社は、MEMS技術において世界最高水準の出力安定性と低ノイズの特徴を持つ6軸慣性力センサを開発し、小型パッケージを製品化しました。

当製品は、その構造及び補正技術により6軸の直交性を担保しており、ユーザー側での補正プロセスを簡素化でき、製造コスト低減に貢献します。

当社は今後も市場のニーズに対応した製品の開発に取り組み、産業機器の高精度化に貢献してまいります。



IEEE Milestone賞を受賞

～ニッケル内部電極を用いた積層セラミックコンデンサの商用化で産業の発展に貢献～

■プレスリリース

<https://corporate.murata.com/ja-jp/newsroom/news/company/general/2024/0308>



当社は、ニッケル内部電極を用いた積層セラミックコンデンサ (Ni-MLCC) を商用化し、産業の発展に貢献したとして、世界最大の電気・電子分野の国際学会IEEEより、「IEEE Milestone賞^{*}」を受賞しました。

このNi-MLCCは、今やエレクトロニクスに必要な不可欠な製品として、通信機器のほか、自動車、家電製品等幅広い市場に採用されております。

当社は今後も、新たな価値提供に繋がるイノベーションを推進し、業界をリードする革新的な製品や技術を提供してまいります。

^{*}IEEE Milestone賞：電気・電子分野の画期的イノベーションのうち、開発から25年以上の社会や産業の発展に多大な貢献をした業績を認定する制度。



贈呈式・記念講演会の様子

「電気の繊維」ピエクレックス、社会課題を解決する循環インフラ「P-FACTS」を発表

「電気の繊維」ピエクレックスは、株式会社ピエクレックス*で開発された高い環境保全性と従来にない性能を持った繊維です。

株式会社ピエクレックスでは、長く使える製品を提供するだけでなく、使用済製品を回収し、農業や林業での利活用を目的とする堆肥化までの循環インフラ「P-FACTS」（ピーファクト）を、パートナー企業や自治体、各団体とともに進めています。

ピエクレックスをアパレル・ヘルスケア・一般消費財等に応用することで「着るだけ・使うだけ」で、誰もが地球と人にやさしい未来に貢献できます。

※株式会社ピエクレックス：村田製作所と帝人フロンティアの共同出資により誕生した合併会社。「“でんき（電気）のせぬい（繊維）”で世界を変える」を企業ビジョンとし、社会課題解決に取り組む繊維素材メーカー。



ピエクレックス製品は繊維が動くことで微弱的な電気を発生させ、抗菌効果を発揮します。



2023年10月の「P-FACTS」発表会の様子

PIECLEX
UTILIZE YOUR ENERGY



ウェブサイトにて製品情報・購入方法をご覧ください。

<https://pieclex.com/>

「守山イノベーションセンター」竣工予定 ～社内外連携の促進による革新的な価値創出を目指す～

■プレスリリース

<https://corporate.murata.com/ja-jp/newsroom/news/company/general/2024/0214>



当社は、2026年春、滋賀県守山駅前に新たな研究開発拠点「守山イノベーションセンター」の竣工を予定しています。

当拠点では、既存及び新規事業の基礎研究・企画・デザイン・設計の強化を行います。また、研究開発等だけではなく当拠点を通じて、様々なステークホルダーと連携を強化し、価値創造に向けた取り組みを加速させていきます。

当社は今後も、技術力の強化を推進していくことで革新的な製品・技術を社会に提供し、エレクトロニクス市場のさらなる発展に貢献してまいります。



研究開発拠点「守山イノベーションセンター」

そのほかの当社の企業活動については、「Murata value report（統合報告書）」でご確認ください。

URL : <https://corporate.murata.com/ja-jp/ir/library/report>

村田製作所 統合報告書 🔍 検索



「第3回 日経統合報告書アワード」で「グランプリS賞」を受賞しました。

退任のご挨拶

このたびの取締役退任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2007年に社長に就任し、13年間社長を務めさせていただきました。社長在任中はスマートフォンの急速普及、移動体通信方式の世代交代、それに伴う端末の高機能化・回路の複雑化により、スマートフォンに使用される部品点数が増え、当社は大きな成長の波に乗ることができました。その結果、2014年度には先人たちが長年夢見てきた売上高1兆円超えを達成いたしました。その後も、スマートフォンのさらなる伸長や自動車の安全性向上・電装化の進展等による部品需要の急増等、様々な市況の変化がありましたが、社内メンバーが連携して商品をタイムリーに供給することで、順調に事業拡大を実現することができました。こうした組織間の強い協力・連携によって、当社の継続的な成長が支えられていることを誇りに思います。その一方で、リーマンショックや東日本大震災等による業績の波もありましたが、先人たちによる技術の蓄積と市場にマッチした優れた商品群、その生産を支える多くの従業員やサプライヤーの皆様のご協力、そして株主の皆様のご支援のお陰で乗り切ることができたことを心から感謝いたします。

1944年に創業した村田製作所は今年80周年を迎えます。事業規模は大きくなりましたが、常に新しい技術・商品で新しい市場を開拓するベンチャー精神を持った企業です。私が社長を退任し、会長に就任してから、社長の中島を中心とした経営陣がこのベンチャー精神を引き継ぎ、新たな事業を築いて持続的成長を実現してくれると確信を持つことができました。

今後は事業の運営からは離れ、相談役としての立場から会社を見守りながら、後進の育成に携わろうと思います。株主の皆様におかれましては、今後とも村田製作所に温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

村田 恒夫



株主総会会場 ご案内略図

会場 | 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」



- ホテルグランヴィア京都（株主総会会場）は、JR京都駅ビル内にあります。
- ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しの上、エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越しください。
- 駐車場のご用意はございません。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。